

令和8年2月27日
航空局安全部安全政策課

モバイルバッテリーを機内持込みする場合の基準の変更について ～本日から意見公募を開始します～

国内外において、機内でのモバイルバッテリーの発煙・発火等の事例が発生しているところ、モバイルバッテリーに対するリスクの軽減を目的として、機内持込み個数の制限や充電の制限など、モバイルバッテリーの取扱いの変更を検討しております。

国土交通省では、国際民間航空機関（ICAO）が定める国際基準に基づき、航空機でモバイルバッテリーを輸送する際の安全基準を定めており、預け入れ荷物にモバイルバッテリーを含めることを禁止しているほか、機内持込み可能なモバイルバッテリーの個数・容量を制限しています。

昨今、全世界的な航空機内でのリチウム電池に関連する火災発生の増加に伴い、リスク管理の必要性が高まっており、ICAOにおいて対応が検討されています。その結果、このほどモバイルバッテリーに対するリスクの軽減を目的として、ICAOが定める国際基準の緊急改訂案が提出され、ICAO理事会（3月下旬）において審議・採択される見込みです。

我が国においても、これに準拠した基準の変更を検討しており、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正を検討しております。

つきましては、本日から3月30日までの間、別紙の意見公募要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

主なICAO基準の変更案（従来の基準からの追加分）

- ・機内持込み可能なモバイルバッテリーは2個（160Wh以下に限る）まで。
- ・航空機内においてモバイルバッテリーへの充電をしないこと。
- ・航空機内においてモバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしないこと。

注：なお、ICAO理事会における審議・採択の結果により、改正内容に変更が生じる可能性があります。

スケジュール（予定） 新基準の適用開始：令和8年4月中旬

添付資料：（別紙）「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正案に関する意見公募について
（参考）モバイルバッテリーの持込みルール変更案について

<問合せ先>

航空局安全部安全政策課 勝間（内線50104）、田澤（内線50123）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8737（直通）

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正案に関する意見公募について

令和 8 年 2 月 27 日
国土交通省航空局

国土交通省では、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見公募要領>

意見公募対象

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正案

意見公募の趣旨・目的・背景

別添「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第 194 条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正案について」とおり。

案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口 (担当課) において配布し、又は閲覧に供することとします。

意見公募期間

令和 8 年 2 月 27 日 (金) から令和 8 年 3 月 30 日 (月) まで (必着)

意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所 (法人又は団体の場合は、名称及び所在地) 並びに連絡先 (電話番号又は電子メールアドレス) を明記の上、以下の①～③のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

す。

また、提出の際には、必ず「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正案に関するパブリックコメント」と明記いただきますようお願いいたします。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

※添付ファイルは利用できません。

② 電子メールの場合(テキスト形式でお願い致します。)

電子メールアドレス:hqt-dg-jcab@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省航空局安全部安全政策課 あて

留意事項

氏名(法人又は団体の場合は名称)については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

お問い合わせ先

国土交通省航空局安全部安全政策課 担当:運送技術係

TEL:03-5253-8111(代表)(内線:50124)

(別紙)

(意見提出様式)

国土交通省航空局安全部安全政策課意見募集担当あて

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」及び「航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について」の一部改正案に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意 見)

モバイルバッテリーに使用されているリチウムイオン電池は、衝撃や損傷等により発火し、火災に至るおそれがあります。

航空機内でのモバイルバッテリーの発煙・発火の対応強化、客室安全の向上を図るため、以下の対応をお願いします。



【出典】NITE

1. 預入(受託)手荷物に入れないで！

預入(受託)手荷物に入れることは禁止されています。
必ず機内に持ち込んでください。

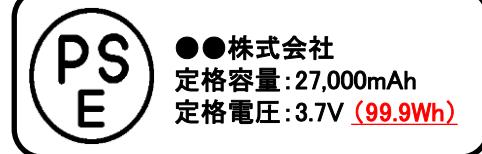


2. Wh:ワット時定格量の確認！

ワット時定格量が160Whを超えるものは持ち込み禁止されています。

例) Ah) ワット時定格量 (Wh) = 定格容量 (Ah) × 定格電圧 (V)

mAh) ワット時定格量 (Wh) = 定格容量 (mAh) × 定格電圧 (V) ÷ 1,000



3. ショートしないように個々に保護！

端子に絶縁テープを貼る、ケースや収納袋に入れる、複数のバッテリーや金属品と同じ袋に入れないなど、ショートを防ぐこと。



4. 収納棚に収納しないで！

座席上の収納棚に収納せず、お手元に保管してください。



NEW! 令和8年4月中旬から

5. ひとり2個まで！

モバイルバッテリー(160Wh以下)と予備の電池(100Whを超え160Wh以下)をあわせて、ひとり2個までとなります。



6. 機内で充電しないで！

機内電源などからモバイルバッテリーへの充電は禁止されています。



7. 機内で使用(電子機器への充電)しないで！

モバイルバッテリーから他の電子機器への充電をしないでください。
電子機器の充電は、機内備え付けの電源からお願いします。



※ 1-3、5・6に違反した場合、航空法により罰則が科される可能性があります。

安全な空の旅のため、十分に確認をお願いします。